戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案 概要

一 趣旨

人道的見地から、戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れるため、 戦争等避難者について、**出入国管理及び難民認定法の特例**等を創設

二 定義等

「戦争等避難者」

戦争・内乱・暴動・大規模人権侵害・公の秩序を著しく乱すその他の事情等によりその生命・身体・身体の自由等を害されるおそれのある領域から避難することを余儀なくされている者であって、保護されるべきものと認められるもの

※「戦争等避難者」に該当するか否かは、国連・UNHCR等の国際機関の見解を踏まえて判断

三 戦争等避難者に係る入管法の特例

1 上陸審査の特例

戦争等避難者については、一部の上陸拒否事由の適用を除外・制限

- まず、①貧困者等に該当する場合でも、上陸可能に
- また、②**感染症の患者、③判断能力を欠く者等**に該当する場合でも、一 定の例外的な場合を除き、**原則、上陸可能**に

2 在留資格の特例

- 戦争等避難者については、「戦争等避難者」の在留資格で在留可能に (就労活動:可能、在留期間:1年・更新可能)
- 戦争等避難者が在留資格を「短期滞在」から「戦争等避難者」に変更する場合の要件を緩和(「やむを得ない特別の事情」を不要に)

四 戦争等避難者の迅速かつ円滑な入国のための措置

有効な旅券・査証のない戦争等避難者に対し、旅券に代わる証明書の発行 や査証の発給を迅速かつ円滑に行う体制の整備等

五 本邦に在留する戦争等避難者の支援等

国が責任を持って必要な財政上の措置等を講じ、下記の施策を実施

- 〇 地方公共団体・民間事業者との緊密な連携協力の下での、在留戦争等 避難者に対する医療・福祉・就労・教育・住宅等の支援
- 在留戦争等避難者に対する国民の理解を深める広報活動・啓発活動等

【施行期日】公布日(ただし、三は、公布日から起算して1月以内で政令で定める日)

【有効期間】「難民等の保護に関する法律」施行日まで(失効に伴い必要な経過措置も規定)